

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

組織規則

第1条 社会福祉法人精華町社会福祉協議会組織規程第3条の規定に基づき、業務の適正かつ効率的な遂行を図るため、事務局に次の課を置き、課には必要に応じて係を置くものとする。

	課名	係名
事務局	法人運営室	
	地域福祉課	福祉事業係
		地域支援係（権利擁護・成年後見センター）
		南部地域包括支援センター
	在宅介護課	居宅介護支援係
		訪問介護係
	通所介護課	通所介護係

第2条 事務局に事務局長及び必要があると認めた場合、事務局長補佐を置き、課に課長及び必要があると認めた場合、課長補佐を置く。

- 2 係に係長及び必要があると認めた場合、主任、主事、主事補を置く。
- 3 前項に掲げる職員のほか必要があると認めた場合、臨時又は非常勤の職員を置くことがある。
- 4 第1項から第2項の職員定数は、一般会計及び特別会計に計上された予算の範囲内において定める。

第3条 職員は会長が任免する。ただし、第2条第3項に定める職員の任免は事務局長において行うことができる。

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の業務を統括し処理する。

- 2 事務局長補佐は、事務局長を補佐する。
- 3 課長は、事務局長その他上司の命を受け、課の業務を統括し処理する。
- 4 課長補佐は、課長を補佐する。
- 5 係長は、課長その他上司の命を受け、係の業務を統括し処理する。

6 前各項に規定する以外の職の職務は、上司の命を受け、事務局又は課の業務を処理する。

第5条 会長不在のときは、事務局長が主管業務を代行する。

2 事務局長が不在のときは、その業務を担当する事務局長補佐または課長が代行する。

第6条 各課は、常に横の連携をはかり組織活動上の脱漏及び重複をなくし、すべての職員は業務処理の合理化及び能率増進に意を用い、更に積極的な組織全体活動の経済性を考慮して必要な提案を行い、会長の許可を得てこれを実施する。

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規則は、令和 元年 7月 1日から施行する。